

2010年4月12日

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会
(第6回)へのコメント

相澤英孝

1. 知的財産の流通

知的財産権の流通を図るためには、特許権について、①特許出願の特許査定率の増加、②無効審決率の減少、③侵害訴訟における勝訴率の増加、④損害賠償額の増加により、特許権の価値の予測可能性を引き上げ、魅力のある権利とすることが必要である。さらに、流通の障害とならないように、通常実施権の登録制度を維持することが必要である。著作権に関しては、権利関係を明確にするために、著作者人格権を名誉声望を害する場合には限定するほか、無過失の侵害者の責任を軽減するとともに、利用権の登録制度を設けるべきである。

2. ISOの日本支部、アジア支部

日本以外（例えば、北京等）にアジア支部が設置されていれば、現在より、悪い状況になるので、慎重な取り組みが必要である。

3. 英語出願

現在、既に、英語出願の状況は整備されており、これ以上の整備は不必要である。公開された特許出願は、日本の技術水準を構成するとともに、第三者への権利に関する情報を提供する効果がある。これをないがしろにすることは、第三者を害するところが大きいのである。また、日本語による公開広報等は、日本の技術情報の基盤をなすものであり、これを軽視することは、日本技術の空洞化を促進するものである。

4. ベンチャー振興策

知的財産権の強化（1.を参照）によって資産価値を増加させること、と金融を含めたあらゆる側面での規制緩和が必要である。

5. ブランド戦略

侵害商品そのものの除却、個人によって所有される商品の除却を含めて、商標権を強化し、あわせて、原産地名称の保護の強化をはかるべきである。